



三重県公報

令和4年3月31日 (木)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

規 則

29	三重県特定不妊治療費助成規則を廃止する規則	(子育て支援課)	2
30	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手支援課)	2
31	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則	(畜産課)	3
32	三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則	(治山林道課)	11
33	三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企業誘致推進課)	34

告 示

163	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	77
164	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	78
165	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	83

規則

三重県特定不妊治療費助成規則を廃止する規則をここに公布します。

令和四年二月三十一日

三重県知事

見勝之

三重県規則第二十九号

二 重県特定不妊治療費助成規則を廃止する規則

三重県特定不妊治療費助成規則（平成二十年三重県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行日前に開始し、かつ、令和五年三月三十一日までに終了したこの規則による廃止前の三重県特定不妊治療費助成規則第三条の規定による助成の対象となる治療については、なお従前の例による。

二重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十一日

二 重 県 知 事

見勝之

三重県規則第三十号

二重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

二重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年二重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(略)		(略)	(略)	(略)
養成科 1 年課程				
区分	科目	時間数	単位数	
共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		6 次産業化		
		(略)		
		農業経営力養成講座		
		選択科目		
		(略)		
		(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に二重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後に引き続き二重県農業大学校に在籍する養成科一年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「食品科学」の科目を履修した者は、この規則による改正後の「六次産業化」の科目を履修したものとみなす。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布します。

令和四年二月三十一日

三重縣知事見勝之

三重県規則第三十一号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第二十四号。以下「法」という。）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省国土交通省令第六号。以下「省令」という。）及び二重県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年二重県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関する必要な事項を定めるものとする。

(正義)

第二十二条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(書類の経由)

第三条 法、省令、条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書、届出書及び報告書は、当該申請、届出又は報告に係る着工等の工事施工地又は所在地を管轄する農林水産（農林、農政）事務所の長（以下、「農林事務所長」という。）を経由するものとする。

(知事が必要と認める証書)

省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る畜舎等が特例畜舎等以外の畜舎等である場合は、当該畜舎等について、省令第六十七条の規定により審査の事務を受託する者が法第二条第三項第四号（法第四条第二項において準用する場合を含む。）に適合することを証する書類

一 申請に係る畜舎等の敷地が高さ一メートルを超える崖（勾配が三十度を超える傾斜地をいう。）に近接する場合は、縮尺、当該崖の形状、土質並びに当該崖の上端及び下端から当該畜舎等までの水平距離を明示した当該崖の断面図

(申請に添えるべき図書)

第五条 省令第六十四条第四項の規定により知事が定める申請書類に添えるべき図書は、申請に係る省令等が省令

第四十八条第一項の規定により知事による認定を要する場合においては、建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第一号の規定による許可証その他知事が必要と認める図書とする。

（申請の取下げ）

第六条 法第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定、法第四条第一項の規定による畜舎建築利用計画の変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による仮使用の認定又は省令第四十八条第一項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書（様式第一号）により行わなければならぬ。

（建築等又は利用の取りやめ）

第七条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、取りやめ届出書（第二号様式）により知事に届け出なければならない。

（利用の状況の報告）

第八条 省令第九十一条に規定する知事の定める日は、法第三条第三項の規定による認定の日（法第四条第一項の変更の認定があつたときは、当該変更の認定の日）の属する年度の三月三十一日又は同日以後五年までの三月三十一日とする。

（措置命令）

第九条 知事は、法第十五条第一項から第四項までの規定により必要な措置をとることを命ずるときは、措置命令書（様式第二号）により行うものとする。

（認定の失効等）

第十条 知事は、法第十六条第二項の規定により、法第三条第一項の認定がその効力を失つたときは失効通知書（様式第四号）により、法第三条第一項の認定を取り消したときは認定取消通知書（第五号様式）により通知するものとする。

（工事中の認定畜舎等に対する措置）

第十二条 知事は、法第十八条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずるときは、措置命令書（様式第六号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

取下げ届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

1. 申請の種類

- 法第3条第1項の認定
- 法第4条第1項の変更の認定
- 法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定
- 省令第48条第2項の規定による認定

2. 申請年月日：

3. 取下げの理由：

4. 備考：

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第7条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
2. 取りやめの年月日：
3. 取りやめの理由：
4. 備考：

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第9条関係）

措 置 命 令 書

年 月 日

様

三重県知事

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で認定しました、認定畜舎等又はその敷地
について、同法第 条第 項の規定に違反していることが確認されましたので、同法
第十五条第 項の規定に基づき下記の措置をとるよう命じます。

記

1 違反する内容
法第 条 項

2 命じる措置の内容
当該工事の施工停止（又は除却、改築、増築、使用の禁止、飼養の制限、そ
の他当該違反を是正するための必要な措置）

3 猶予期間
日

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査
請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審
査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法
律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に
、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を
経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号（第10条関係）

失 効 通 知 書

年 月 日

様

三重県知事

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき、

年 月 日付け 第 号で認定しました、認定畜舎等又はその敷地について、同法第 条第 項の規定により、認定の効力が失われていることを確認しましたので、同法第十六条第三項の規定に基づき通知します。

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5号（第10条関係）

認 定 取 消 通 知 書

年 月 日

様

三重県知事

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で認定しました、認定畜舎等又はその敷地
について、同法第十六条第二項第 号の規定により、認定を取り消しましたので、同
法第十六条第三項の規定に基づき通知します。

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査
請求することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審
査請求をすることができないなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法
律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に
、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を
経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。）。

〔備考〕

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6号（第11条関係）

措 置 命 令 書

年 月 日

様

三重県知事

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で認定し、現在、 中の認定畜舎等又は
その敷地について、同法第十八条第一項の規定に違反していることが確認されました
ので、同項の規定に基づき下記の措置をとるよう命じます。

記

1 違反する内容

法第十八条第一項

2 命じる措置の内容

当該畜舎等の使用禁止（又は使用の制限、その他安全上、防火上又は避難上
の必要な措置）

3 猶予期間

日

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、
この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査
請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審
査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律
第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に
、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を
経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなり
ます。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第三十一号

三重県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則

三重県林地開発許可に関する規則（昭和五十年三重県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第十条の二の開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）の手続等について、法、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和三十七年農林省告示第八百五十一号）（第十七条において「法等」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（位置図及び区域図）</p> <p>第二条 省令第四条に規定する位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>一 位置図 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図</p> <p>二 区域図 次の事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面</p> <p>イ 開発行為に係る森林の土地の区域（第四条及び第八条第一項において「林地開発区域」という。）、開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る森林の土地及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林であつて、開発行為に係る事業と密接に関連する土地の区域。第四条及び第八条において「開発対象区域」という。）及び開発行為に係る事業区域（以下「開発事業区域」という。）</p> <p>ロ 開発事業区域を明示するのに必要な範囲内における府県界、市町村界及び市町村の区域内の町又は字の境界</p> <p>ハ 開発事業区域の所在地番及び形状</p> <p>（計画書）</p> <p>第三条 省令第四条第一号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 開発行為に係る事業又は施設の名称</p> <p>二 前条第一号イの各区域の面積</p> <p>三 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第十条の二の開発行為（以下「林地開発行為」という。）の許可（以下「林地開発許可」という。）の手続等について、法、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）、森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和三十七年農林省告示第八百五十一号）（第十七条において「法等」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（位置図及び区域図）</p> <p>第二条 省令第一条に規定する位置図及び区域図は、次のとおりとする。</p> <p>一 位置図 林地開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図</p> <p>二 区域図 次の事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面</p> <p>イ 林地開発行為に係る森林の土地の区域（これらの土地に隣接する土地又はこれらの土地のうち開発区域から除外する土地で開発行為に係る事業と密接な関連を有する土地を含む。以下「林地開発区域」という。）</p> <p>ロ 林地開発区域を明示するのに必要な範囲内における府県界、市町界及び市町の区域内の町又は字の境界</p> <p>ハ 林地開発区域の地番及び形状</p> <p>（計画書）</p> <p>第三条 省令第二条第一号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 林地開発行為に係る事業の名称</p> <p>二 林地開発区域の面積</p> <p>三 林地開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p>

四 残置し、又は造成する森林又は緑地の所在地番及び面積	四 残置する森林又は緑地の地番及び面積
五 前号に規定する土地に植栽する樹木等の種類及び本数並びにこれらの土地等の維持管理の方法	五 造成する森林又は緑地の面積
六 <u>開発行為</u> に關し一時的に利用する土地の利用方法及び当該利用後における回復方法	六 前二号に規定する土地に植栽する樹木等の種類及び本数並びにこれらの土地等の維持管理の方法
七 <u>開発行為</u> に要する資金の額及びその調達方法	七 <u>林地開発行為</u> に關し一時的に利用する土地の利用後における回復方法
八 <u>開発行為</u> に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要	八 <u>林地開発行為</u> に要する資金の額及びその調達方法
九 <u>開発行為</u> に係る災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容	九 <u>林地開発行為</u> に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
2 十 (略)	十 <u>林地開発行為</u> に係る災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容
2 前項の計画書には、次の図書を添付しなければならない。	2 前項の計画書には、次の図書を添付しなければならない。
一 現況図（開発事業区域の地形及び林況並びにその周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面をいう。）	一 現況図（林地開発区域の地形及び林況並びにその周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面をいう。）
二 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、 <u>法面</u> の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面をいう。）	二 利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、 <u>のり面</u> の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面をいう。）
三 <u>法面</u> の断面図（ <u>法面</u> の高さ、勾配及び土質、施工前の地盤面並びに <u>法面保護</u> の方法を示す図面をいう。）	三 <u>のり面</u> の断面図（ <u>のり面</u> の高さ、こう配及び土質、施工前の地盤面並びに <u>のり面保護</u> の方法を示す図面をいう。）
四・五 (略)	四・五 (略)
六 前項第四号に規定する土地の権原の取得の状況を証する書類及びこれらの土地について地方公共団体等との間における保全に関する協定書等	六 前項第四号及び第五号に規定する土地の権原の取得の状況を証する書類及びこれらの土地について地方公共団体等との間における保全に関する協定書等
七 <u>開発行為</u> の施工工程表	七 <u>林地開発行為</u> の施工工程表
八 (略)	八 (略)
（災害の防止等において講ずる必要がある措置内容）	（災害の防止等において講ずる必要がある措置内容）
第四条 前条第一項第九号の事項には、次に掲げる災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容を記載するものとする。	第四条 前条第一項第十号の事項には、次に掲げる災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容を記載するものとする。
一 災害の防止上講ずる必要がある措置内容	一 災害の防止上講ずる必要がある措置内容
イ <u>開発行為</u> は原則として現地形に沿つて行い、当該 <u>開発行為</u> による土砂の移動量を必要最小限にとどめること。	イ <u>林地開発行為</u> は原則として現地形に沿つて行い、当該 <u>林地開発行為</u> による土砂の移動量を必要最少限にとどめること。
ロ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が <u>法面</u> の安定を確保するものであること及び捨土が適切な場所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に <u>法面</u> が生ず	ロ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が <u>のり面</u> の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に <u>のり面</u> が

るときはその法面の勾配が地質、土質及び法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置を適切に講ずること。

ハ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が口に規定する法面の勾配を確保することが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて当該土地の安定を確保する必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面の崩壊防止の措置を適切に講ずること。

ニ 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、当該法面の保護の措置を講ずること。

ホ 林地開発行為により相当量の土砂が流出し、下流地域に災害をもたらすおそれがある場合には、当該開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の措置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

ヘ・ト (略)
チ 林地開発行為により飛砂、落石、雪崩等の災害をもたらすおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくは雪崩防止柵の設置その他の措置を講ずること。

二 リ (略)
イ 林地開発区域が含まれる流域において、当該森林が果たすべき水害防止の機能を調査し、当該開発行為によりその防止の機能が阻害され、下流の河川等の流量が増加することにより水害をもたらすおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置を講ずること。

三 ロ (略)
イ 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、かつ、周辺における水の利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路等の設置その他の措置を適切に講ずること。

ロ 林地開発行為に係る森林の周辺において土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

四 ハ (略)
イ 開発対象区域に開発行為の目的、様及び

生するときはそのり面のこう配が地質、土質及びのり面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置を適切に講ずること。

ハ 切土、盛土又は捨土を行った後のり面のこう配が口に規定するり面のこう配を確保することが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて当該土地の安定を確保する必要がある場合には、擁壁の設置その他のり面の崩壊防止の措置を適切に講ずること。

ニ 切土、盛土又は捨土を行った後のり面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、当該り面の保護の措置を講ずること。

ホ 林地開発行為により相当量の土砂が流出し、下流地域に災害をもたらすおそれがある場合には、当該林地開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の措置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

ヘ・ト (略)
チ 林地開発行為により飛砂、落石、なだれ等の災害をもたらすおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置を講ずること。

二 リ (略)
イ 林地開発行為を行う森林の流域において、当該森林が果たすべき水害防止の機能を調査し、当該林地開発行為によりその防止の機能が阻害され、下流の河川等の流量が増加することにより水害をもたらすおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置を講ずること。

三 ロ (略)
イ 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を林地開発行為の対象とする場合で、かつ、周辺における水の利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路等の設置その他の措置を適切に講ずること。

ロ 林地開発行為に係る森林の周辺において土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

四 ハ (略)
イ 林地開発行為をしようとする森林の区域に

<p>周辺の土地利用の実態に応じて相当面積の森林又は緑地を残置し、又は造成を適切に行うこと。</p> <p>ロ <u>開発行為</u>により生活環境に著しい影響を及ぼす場合には、開発対象区域内に必要な森林を残置し、又は必要に応じた森林の造成を行うこと。</p>	<p>開発行為の目的、態様及び周辺の土地利用の実態に応じて相当面積の森林又は緑地を残置し、又は造成を適切に行うこと。</p> <p>ロ <u>林地開発行為</u>により生活環境に著しい影響を及ぼす場合には、林地開発行為をしようとする森林の区域内に必要な森林を残置し、又は必要に応じた森林の造成を行うこと。</p>
<p>ハ (略)</p> <p>(同意を得ていていることを証する書類)</p>	<p>ハ (略)</p> <p>(同意を得ていていることを証する書類)</p>
<p>第五条 省令第四条第一号に規定する同意を得ていることを証する書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 不動産に係る権利については、<u>契約書の写し</u>、<u>同意証明書(第一号様式)</u>又はこれらに準ずるもの</p> <p>二 不動産に係る権利以外については、<u>契約書若しくは協定書の写し</u>、<u>利害関係者同意証明書(第一号様式)</u>又はこれらに準ずるもの</p>	<p>第五条 省令第一号に規定する同意を得ていることを証する書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 不動産に係る権利については、<u>同意書(第一号様式)</u>、<u>同意証明書(第一号様式)</u>、<u>契約書の写し</u>又はこれらに準ずるもの</p> <p>二 不動産に係る権利以外については、<u>利害関係者同意書(第三号様式)</u>、<u>利害関係者同意証明書(第四号様式)</u>、<u>契約書の写し</u>又はこれらに準ずるもの</p>
<p>(技術基準等)</p> <p>第七条 知事は、前条の審査に当たつて開発行為を適切に行うために必要な技術基準等を別に定めるものとする。</p> <p>(計画変更に伴う許可申請等)</p>	<p>(技術基準等)</p> <p>第七条 知事は、林地開発行為を適切に行うために必要な技術基準等を別に定めるものとする。</p>
<p>第八条 開発許可を受けた者(以下「開発事業者」という。)は、当該開発許可について次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、省令第四条の申請書に変更概要書(第三号様式)及び変更後の計画書を添付して、あらかじめ知事に提出しなければならない。</p> <p>一 開発行為の目的(当初の目的に他の目的を付加する場合を含む。)</p> <p>二 林地開発区域の面積(既に許可を受けた面積から一ヘクタールを超える増減がある場合に限る。)</p> <p>三 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量(次のいずれかに該当する場合に限る。)</p> <p>イ 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の土量が、既に許可を受けた土量からそれぞれ一十バーセントを超えて増加する場合</p> <p>ロ 変更に係る盛土又は捨土の直高が十五メートルを超える場合</p> <p>ハ 法面が既に許可を受けた勾配より急となる場合</p> <p>四 開発行為に係る災害及び水害の防止において講ずる必要がある措置として設置される施設(新設、廃止又は機能の低下を伴う変更の場合に限る。)</p> <p>五 残置し、又は造成する森林(次のいずれかに該当する場合に限る。)</p>	<p>(計画変更に伴う許可申請等)</p> <p>第八条 林地開発許可を受けた者(以下「林地開発事業者」という。)は、当該林地開発許可に係る事項の変更に伴い法第十条の一第一項の申請をしようとする場合であつて、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、林地開発変更許可申請書(第五号様式)に変更後の計画書及び図書を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>一 林地開発行為の目的の変更があるとき。</p> <p>二 変更に係る部分の面積が一ヘクタールを超えるとき。</p> <p>三 調節池及び沈砂地並びにえん堤類の変更があるとき。</p> <p>四 災害の防止上必要な土留工類の変更があるとき。</p> <p>五 排水工事に係る幹線水路類の変更があるとき。</p>

<p>イ 開発対象区域内において残置する森林（当該森林のうち十五年生以下のものを除く。）の面積が、当初の許可を受けた面積から十パーセントを超えて減少する場合</p> <p>ロ 開発事業区域内において残置し、又は造成する森林の面積が、既に許可を受けた面積からそれぞれ十パーセントを超えて減少する場合</p> <p>ハ 開発事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合及び森林又は緑地の配置が、前条に規定する技術基準等を下回る場合</p> <p>六 開発行為の施行工程（開発行為に係る災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容に支障が生ずる場合に限る。）</p>	<p>六 その他計画内容に重要な事項</p>
<p>2 開発事業者は、当該開発許可について前項各号のいずれにも該当しない事項を変更しようとするときは、林地開発行為変更届出書（第四号様式）に変更後の計画書を添付して、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>六 その他計画内容に重要な事項があるとき。</p>
<p>3 前二項の場合において、第三条に規定する計画書の記載事項及び添付図書のうち変更に係らないものについては、同条の規定にかかわらず、これを省略することができる。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の場合において、第三条に規定する記載事項及び添付図書のうち変更に係らないものについては、同条の規定にかかわらず、これを省略することができる。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>（標識の掲示）</p> <p>第九条 開発事業者は、当該開発許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に、林地開発許可標識（第五号様式）を掲示しなければならない。</p>	<p>第九条 林地開発事業者は、当該林地開発許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に、林地開発許可標識（第七号様式）を掲示しなければならない。</p>
<p>（着手の届出）</p> <p>第十条 開発事業者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、林地開発行為着手届出書（第六号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第十条 林地開発事業者は、当該林地開発許可に係る工事に着手したときは、林地開発行為着手届出書（第八号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>（中止等の届出）</p> <p>第十二条 開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 当該開発許可に係る工事を中止しようとするとき 林地開発行為中止届出書（第七号様式）</p> <p>二 当該開発許可に係る工事を廃止しようとする</p>	<p>第十二条 林地開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 当該林地開発許可に係る工事を中止しようとするとき 林地開発行為中止届出書（第九号様式）</p> <p>二 当該林地開発許可に係る工事を廃止しようとする</p>

	とき 林地開発行為廃止届出書（第八号様式）	するとき 林地開発行為廃止届出書（第十号様式）
二	当該開発許可に係る工事を中止後再開しようとするとき 林地開発行為再開届出書（第九号様式） (完了の届出)	当該林地開発許可に係る工事を中止後再開しようとするとき 林地開発行為再開届出書（第十一号様式） (完了の届出)
第十二条	開発事業者は、当該開発許可に係る工事を完了したときは、林地開発行為完了届出書（第第十号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。 (災害発生の届出)	開発事業者は、当該林地開発許可に係る工事を完了したときは、林地開発行為完了届出書（第十一号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。 (災害発生の届出)
第十三条	開発事業者は、当該開発許可に係る工事の期間中に、開発事業区域において災害が発生したときは、林地開発行為災害発生報告書（第十一号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 (施行状況の報告)	開発事業者は、当該林地開発許可に係る工事の期間中に、林地開発区域において災害が発生したときは、林地開発行為災害発生報告書（第十三号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。 (遂行状況の報告)
第十四条	開発事業者は、当該開発許可に係る工事の予定期間が六月を超えるときは、林地開発行為施行状況報告書（第十二号様式）により、当該工事を着手した日から六月を経過した日以後の毎年三月三十一日現在及び九月三十日現在における工事の施行状況を知事に報告しなければならない。 (譲渡等の届出)	開発事業者は、当該林地開発許可に係る工事の予定期間が六月を超えるときは、林地開発行為施行状況報告書（第十四号様式）により、毎年三月三十一日現在及び九月三十日現在の工事の施行状況を知事に報告しなければならない。 (承継の届出)
第十五条	開発事業者は、当該開発許可に係る地位を他の事業者に譲渡しようとするときは、林地開發行為地位譲渡届出書（第十三号様式）により、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。	林地開発許可に係る事業について、林地開発事業者から譲渡、相続、合併等により、当該林地開発許可に係る地位を承継した者は、林地開発行為地位承継届出書（第十五号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、譲渡に係る場合にあつては、譲渡をしようとする者が、あらかじめ知事に届け出なければならない。
2	開発許可に係る事業について、事業者から譲渡、相続、合併等により、当該開発許可に係る地位を承継した者は、林地開発行為地位承継届出書（第十四号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。 (復旧命令に係る着手の届出等)	(復旧命令に係る着手の届出等)
第十六条	法第十条の二に基づく復旧命令を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。 一 当該復旧命令に係る工事に着手したとき 復旧命令工事着手届出書（第十五号様式） 二 当該復旧命令に係る工事を完了したとき 復旧命令工事完了届出書（第十六号様式） (申請書等の提出部数)	法第十条の二に基づく復旧命令を受けた違反開発行為者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。 一 当該復旧命令に係る工事に着手したとき 復旧命令工事着手届出書（第十六号様式） 二 当該復旧命令に係る工事を完了したとき 復旧命令工事完了届出書（第十七号様式） (申請書等の提出部数)
第十七条	法等及びこの規則により、知事に提出する申請書、届出書、報告書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	法等及びこの規則により提出する申請書、届出書、報告書等の提出部数は、正副各一部とする。

一 省令第四条の規定に基づく申請書 正副各一
二 前号の申請書以外の届出書、報告書等 一部

第一号様式から第十六号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第5条関係)

同 意 証 明 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

権利者氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(連絡先電話番号)

私は、私が権利を有する下記の物件において、事業者

が開発行為を実施することについて、

年

月 日に同意したことを証明します。

記

1 開発行為の内容

- (1) 事業者の住所及び氏名
- (2) 開発事業区域の場所及び面積
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為の期間

2 権利を有する物件

権 利 の 内 容	物 件 の 内 容	所 在 地	面 積 等 ()	備 考

注 1 権利の内容は、所有権、地上権、抵当権、賃借権等の権利の種類を記載してください。

2 物件の内容は、土地、建物等の区分を記載してください。

3 所在地は、地番まで記載してください。

4 面積は、実測面積又は公簿面積の区分を面積等欄に()書きで併記してください。

5 物件に第三者の権利がある場合は、備考欄にその旨を記載してください。

6 用紙が複数にわたる場合は、頁間に割印をするか、袋とじにしてとじ代に押印してください。

(規格A 4)

第2号様式（第5条関係）

利 壱 関 係 者 同 意 証 明 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

利害関係者氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(連絡先電話番号)

私は、下記の開発行為に関連する利害関係を有する者です。

事業者 が開発行為を実施することについて、 年 月 日に同意したことを証明します。
記

1 開発行為の内容

- (1) 事業者の住所及び氏名
- (2) 開発事業区域の場所及び面積
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為の期間

2 利害関係の内容

利 壱 関 係 の 内 容	利 壱 関 係 の 及 ぶ 場 所 、 範 囲 等	面 積 等	備 考

注 1 不動産に係る権利以外で同意を証する場合に使用してください。

2 用紙が複数にわたる場合は、頁間に割印をするか、袋とじにしてとじ代に押印してください。

(規格A4)

第3号様式（第8条関係）

変 更 概 要 書

申請者住所氏名			設計者住所氏名	
連絡先 (電話番号)		連絡先 (電話番号))
開発行為に係る 森林の所在場所 (開発事業区域の所在場所)				
開発行為に係る 事業又は施設の 名 称				
許可年月日 及び許可番号		(当初の許可) 年 月 日付け三重県指令 第 号 (直近の変更許可) 年 月 日付け三重県指令 第 号		
変 更 内 容	事 項	変 更 後	既 許 可	摘 要
変 更 理 由				

注1 変更内容の欄は、省令第四条の申請書の記載事項（事業者の住所及び氏名等については、第15条に該当しない場合を含みます。）、第2条第2号の区域図、第3条第1項の計画書の記載事項（同項第9号については、排水施設計画、土砂流出防止施設計画、水の確保等の計画及び環境保全計画の各事項）及び同条第2項の添付図書のうち、変更に係る事項について、変更内容の概要を既許可（直近の変更許可がある場合は当該許可）と対比ができるよう記載し、当該変更後の計画書等を添付してください。

2 変更内容及び変更理由の欄は、変更事項等が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し、添付することとして差し支えありません。

3 摘要欄は、計画書及び添付図書等の参照先、変更増減量等を必要に応じて記載してください。

（規格A4）

第4号様式（第8条関係）

林 地 開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所				
開 発 行 為 に 係 る 事 業 又 は 施 設 の 名 称				
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当 初 の 許 可)	年 月 日	付 け 三 重 県 指 令	第 号
	(直 近 の 変 更 許 可)	年 月 日	付 け 三 重 県 指 令	第 号
	事 項	変 更 後	既 許 可	摘 要
変 更 理 由				
備 考				

- 注 1 変更内容の欄は、省令第四条の申請書の記載事項（事業者の住所及び氏名等については、第15条に該当しない場合を含みます。）、第2条第2号の区域図、第3条第1項の計画書の記載事項（同項第9号については、排水施設計画、土砂流出防止施設計画、水の確保等の計画及び環境保全計画の各事項）及び同条第2項の添付図書のうち、変更に係る事項について、変更内容の概要を既許可（直近の変更許可がある場合は当該許可）と対比ができるよう記載し、当該変更後の計画書等を添付してください。
- 2 変更内容及び変更理由の欄は、変更事項等が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し、添付することとして差し支えありません。
- 3 摘要欄は、計画書及び添付図書等の参照先、変更増減量等を必要に応じて記載してください。
- 4 開発行為を変更することについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

(規格A 4)

第5号様式（第9条関係）

林地開発許可標識	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日付け三重県指令 第 号
開発行為の予定期間	着手年月日 年 月 日から 完了予定期間 年 月 日まで
開発行為の目的	
事業者 住所 氏名	電話番号
工事者 住所 氏名	電話番号
現場管理者 住所 氏名	電話番号
開発事業区域の略図	

← 100cm以上 →

- 注1 林地開発許可に係る工事の期間中、工事用道路入口等の見やすい場所に設置してください。
 2 許可年月日は、当初の許可年月日及び許可番号を記載してください。
 3 開発事業区域の略図は、当該開発事業区域及びその周辺の道路等を含めて記入し、現在位置を明記してください。

第6号様式（第10条関係）

林 地 開 発 行 為 着 手 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所							
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
		(直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
着 手 し た 年 月 日		年 月 日					
工 事 施 行 者	住 所						
	氏 名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕						
	現 場 管 理 者 連 絡 先	(電話番号)					
備 考							

注 1 第9条の規定による林地開発許可標識の設置位置図及びその設置状況を撮影した写真を添付してください。

2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

(規格A 4)

第7号様式（第11条関係）

林 地 開 発 行 為 中 止 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号 (直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
中 止 予 定 年 月 日	年 月 日					
中 止 の 理 由						
中 止 の 際 に 講 ず る 措 置						
再 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日					
備 考						

注1 中止の際に講ずる措置は、開発行為を中止する際に実施する防災工事等の内容について記載し（別紙記載可）、その計画書及び図面を添付してください。

2 開発行為を中止することについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

3 届出時の現況写真を添付してください。

(規格A4)

第8号様式（第11条関係）

林 地 開 発 行 為 廃 止 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
	(直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
廢 止 予 定 年 月 日	年 月 日					
廢 止 の 理 由						
廢 止 の 際 に 講 ず る 措 置						
廢 止 後 の 連 絡 先	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) (及び代表者の氏名) (電話番号)					
備 考						

注1 廃止の際に講ずる措置は、開発行為を廃止する際に実施する防災工事等の内容について記載し（別紙記載可）、その計画書及び図面を添付してください。

2 開発行為を廃止することについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

3 届出時の現況写真を添付してください。

(規格A4)

第9号様式（第11条関係）

林 地 開 発 行 為 再 開 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
	(直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
中 止 年 月 日	年 月 日					
再 開 予 定 年 月 日	年 月 日					
再 開 後 の 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日					
再 開 の 理 由						
工 事 施 行 者	住 所					
	氏 名 (法人にあっては、名称) 及 び 代 表 者 の 氏 名					
	現 場 管 理 者 連 絡 先	(電話番号)				
備 考						

注 開発行為を再開することについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

(規格A4)

第10号様式（第12条関係）

林 地 開 発 行 為 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
	(直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号					
完 了 年 月 日	年 月 日					
完 了 后 の 連 絡 先	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名) (電話番号)					
備 考						

注 工事完了時の利用計画平面図及び写真を添付してください。

(規格A4)

第11号様式（第13条関係）

林 地 開 発 行 為 災 害 発 生 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所							
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号 (直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号						
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 時 分						
災 害 発 生 区 域							
災 害 の 発 生 原 因							
被 災 の 状 況							
災 害 対 策	応 急 措 置						
	恒 久 的 対 策						
備 考							

注 1 被災の発生区域及び発生状況は、写真、図面等を添付し、具体的に記載してください（別紙記載可）。

2 災害対策は、復旧計画書、図面等を添付し、具体的に記載してください（別紙記載可）。

(規格A 4)

第12号様式（第14条関係）

林 地 開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

年 月 日現在の開発行為の施行状況について、三重県林地開発許可に関する規則第14条の規定により報告します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所					
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		(当初の許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号			
		(直近の変更許可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号			
施 行 状 況	設 計			出 来 高	進 捗 率 (%)
	施 設 ・ 工 事 の 種 類		数 量	数 量	
工 事 施 行 者	住 所				
	氏 名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕				
	現 場 管 理 者 連 絡 先 (電話番号)				

注1 施設・工事の種類については、第3条第2項第7号の施行工程表の内容に準じて記載してください。

2 届出時の現況写真を添付してください。

(規格A4)

第13号様式（第15条関係）

林 地 開 発 行 為 地 位 讓 渡 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所								
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	(当 初 の 許 可)			年	月	日 付 け 三 重 県 指 令	第	号
	(直 近 の 変 更 許 可)			年	月	日 付 け 三 重 県 指 令	第	号
讓 受 予 定 者	住 所							
	氏 名	〔 法 人 に あ つ て は 、 名 称 〕						
	〔 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕							
	(電 話 番 号)							
讓 渡 の 原 因								
讓 渡 予 定 年 月 日	年 月 日							
備 考								

注 1 法人にあっては事業の譲渡に関する、総会の議決書類等を添付すること。

2 開発許可に係る地位を譲渡することについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

(規格A4)

第14号様式（第15条関係）

林 地 開 発 行 為 地 位 承 繼 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所							
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		(当 初 の 許 可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号			(直 近 の 変 更 許 可) 年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号		
承 繼 し た 年 月 日		年 月 日					
承 繼 前 の 事 業 者		住 所 氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)					
承 繼 の 原 因							
工 事 施 行 者	住 所						
	氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)						
	現 場 管 理 者 連 絡 先	(電話番号)					
備 考							

注1 省令第4条第2号及び第3号に掲げる書類（第3号において「許可を受けようとする者」を「許可に係る地位を承継した者」に読み替える。）を添付してください。

2 開発許可に係る地位を承継したことについて行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、備考欄にその名称及び届出時点の手続の状況を記載してください（別紙記載可）。

(規格A4)

第15号様式（第16条関係）

復 旧 命 令 工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

復 旧 工 事 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所			
復 旧 命 令 の 発 令 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年	月	日 付 け 三 重 県 指 令 第 号
復 旧 工 事 の 内 容			
復 旧 工 事 の 着 手 年 月 日	年	月	日
復 旧 工 事 の 施 工 期 限	年	月	日
工 事 施 行 者	住 所		
	氏 名 (法人にあっては、名称) (及び代表者の氏名)		
	現 場 管 理 者 連 絡 先 (電話番号)		
森 林 法 以 外 の 法 令 等 に よ る 行 政 处 分 等 の 名 称 及 び 内 容			
備 考			

(規格A4)

第16号様式（第16条関係）

復 旧 命 令 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

事業者氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

)

三重県林地開発許可に関する規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

復 旧 工 事 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
復旧命令の発令年月日及び 指 令 番 号	年 月 日 付 け 三 重 県 指 令 第 号
復 旧 工 事 の 内 容	
復 旧 工 事 の 着 手 年 月 日	年 月 日
復 旧 工 事 の 完 了 年 月 日	年 月 日
完 了 後 の 連 絡 先	住 所 氏 名 (法 人 に あ つ て は、名 称) 及 び 代 表 者 の 氏 名 (電 話 番 号)
森 林 法 以 外 の 法 令 等 に よ る 行 政 处 分 等 の 名 称 及 び 内 容	
備 考	

注1 復旧工事中及び復旧工事完了時の写真を添付してください。

2 復旧工事完了時の全体平面図及び工種別出来高詳細図を添付してください。

(規格A4)

第十七号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
(許可等に関する経過措置)
- この規則の施行前に改正前の三重県林地開発許可に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により知事に対してされている申請、届出その他の行為は、改正後の三重県林地開発許可に関する規則の相当規定により知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 旧規則に規定する様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月三十一日

三重県知事 一見勝之

三重県規則第三十三号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則（平成十五年三重県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(分野又は業種)	(分野又は業種に属する事業)								
第四条 条例第四条第三項第一号の規則で定める分野又は業種は、次の各号に掲げるものとする。	第四条 条例第四条第三項第一号の規則で定める分野又は業種に属する事業は、次の各号に掲げるものとする。								
一 別表第一の上欄に掲げる分野に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業種	一 別表第一の上欄に掲げる分野に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に属する事業								
二 理学、工学、農学、医学・薬学等の研究開発分野	二 理学研究所、工学研究所、農学研究所及び医学・薬学研究所に属する事業								
三 高度な試験認証を行う業種	三 高度な試験認証を行う事業								
四 前二号に掲げるもののほか、知事が指定する分野又は業種	四 県内に本社又は本社機能（経営の意思決定、経営資源の管理、各種の業務を統括する部門及びこれらに類するものをいう。以下同じ。）の移転及び拡充（本県を除く都道府県又は日本国外に本社を置く企業が、県内に本社機能を新設又は県内の本社機能を強化し、事業を営むもの及び県内に本社を置く企業（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の一第一項の規定により、同項第一号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業に限る。）が、県内の本社機能を強化し、事業を営むものをいう。以下「移転」という。）を行う事業								
別表第一（第四条関係）	別表第一（第四条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th><th>業種</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グリーン・デジタル連分野</td><td>日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、カーボンニュートラルの実現又はデジタル社会の基盤に関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの</td></tr> </tbody> </table>	分野	業種	グリーン・デジタル連分野	日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、カーボンニュートラルの実現又はデジタル社会の基盤に関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th><th>業種</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーン・エネルギー関連分野</td><td>日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、環境・エネルギーに関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの</td></tr> </tbody> </table>	分野	業種	クリーン・エネルギー関連分野	日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、環境・エネルギーに関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの
分野	業種								
グリーン・デジタル連分野	日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、カーボンニュートラルの実現又はデジタル社会の基盤に関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの								
分野	業種								
クリーン・エネルギー関連分野	日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号。以下「産業分類」という。）における製造業に属するもののうち、環境・エネルギーに関連する製品、部材等の製造を行うものその他のこれに類するもの								

	他これに類するもの		
二・三 (略)	(略)	二・次世代自動車関連分野	産業分類における製造業に属するもののうち、輸送用機械の電動化、自動運転走行、インターネットを介した外部との接続機能等に関連する製品、部材等の製造を行うものその他これに類するもの
四 (略)	(略)	三・四 (略)	(略)

別表第二（第五条関係）

事業の種類	認定の基準
一 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属する事業	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、条例第四条第一項の規定により立地計画の認定を受けた日（以下「計画認定の日」という。）から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p>

別表第二（第五条関係）

事業の種類	認定の基準
一 別表第一号の項から第六号に掲げる分野に応じた業種に属する事業又は第四条第五号に掲げる事業	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、条例第四条第一項の規定により立地計画の認定を受けた日（以下「計画認定の日」という。）から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加</p>

二 第四条第 一号又は第 四号に掲げ る分野又は 業種に属す るものうち、 マザー工場の設置 又は既に立 地された施 設等のマザ ー工場への 転換を行う 事業	<p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>		<p>する常用雇用者の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>		
二 計画認定時において立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。	<p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過するまでの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p>		<p>二 産業分類</p> <p>立地計画について次のいずれかに該における製造業に属するもののうち、マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザーワーク場への転換を行う事業</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該における製造業に属するとのうち、マザー工場の設置又は既に立地された施設等のマザーワーク場への転換を行う事業</p>	<p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過するまでの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計</p>

	画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。		画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。 ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
三 第四条第 一号又は第 四号に掲げ る分野又は 業種に属す るものうち、スマ ート工場の設 置又は既に立 地された施設等のスマ ート工場への転換を 行う事業	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過するまでの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過するまでの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ホ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日まであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>	<p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地</p>
四 第四条第 二号又は第三 号に掲げる分 野又は業種に	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。	立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。

属する事業	<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>	<p>業分類における製造業に属するもののうち研究開発施設の設置を行う事業</p>	<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>
二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。	<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>		<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額をえた額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。</p> <p>ロ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ハ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p>
五 第四条第一号又は第二号に掲げる分野又は	<p>五 第四条第一号又は第二号に掲げる分野又は</p> <p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地</p>	<p>五 産業分類</p> <p>立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>一 計画認定時において新規立地</p>	

<p>業種に属するもののうち、外資系企業が行う事業</p>	<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。</p> <p>ホ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ヘ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。</p> <p>ハ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ニ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>三 次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う事業所を設置する事業である</p>	<p>第四条第五号に掲げる事業</p>	<p>企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が十人以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ロに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ニ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。</p> <p>ホ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ヘ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から五を減じた数に三十万円（当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円）を乗じて得た額を加えた額が五億円以上であること。</p> <p>ロ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う工場等を整備する事業であること。</p> <p>ハ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>ニ 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>三 次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>イ 計画認定時において要件を満たす外資系企業が行う事業所を設置する事業である</p>
-------------------------------	--	---------------------	--

	<p>こと。</p> <p>ロ 操業開始の日において、事業所の延床面積が十五平方メートル以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が一人以上であること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p>		<p>こと。</p> <p>ロ 操業開始の日において、事業所の延床面積が十五平方メートル以上であること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が一人以上であること。</p> <p>ニ 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p>
<p>六 第四条第一号又は第四号に掲げる分野又は業種に属するもののうち県南部地域で行う事業</p>	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。</p> <p>(2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。</p> <p>(3) 操業開始の日から三年を経過するまでの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(4) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>(5) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>ロ 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。</p>	<p>六 産業分類における製造業に属する事業（伊勢市、玉城町及び度会町に立地を行いう場合を除く。）又は第四条第五号に掲げる事業</p>	<p>一 県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。</p> <p>イ 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が三千万円以上であること。</p> <p>(2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。</p> <p>(3) 操業開始の日から三年を経過するまでの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(4) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。</p> <p>(5) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。</p> <p>ロ 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。</p> <p>(1) 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から三を減じた数に三十万円</p>

				(当該立地計画の期間終了時点において四十五歳未満である者にあっては、五十万円)を乗じて得た額を加えた額が三千万円以上であること。
				(2) 当該立地計画の期間が、 計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。
				(3) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
	二	県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。		二 県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては、立地計画について次のいずれかに該当するとともに、立地企業において県税の滞納がないこと。
	イ	計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。		イ 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。
	(1)	操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。		(1) 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。
	(2)	操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。		(2) 操業開始の日において、当該操業に伴って増加する常用雇用者の数が五人以上であること。
	(3)	操業開始の日から三年を経過するまでの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。		(3) 操業開始の日から三年を経過するまでの間、(2)に掲げる要件を満たしていること。
	(4)	当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。		(4) 当該立地計画の期間が、計画認定の日から操業開始の日後三年を経過する日までであること。
	(5)	公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。		(5) 公的用地又は工場適地等に立地を行うものであること。
	ロ	計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。		ロ 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる基準を全て満たすこと。
	(1)	当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。		(1) 当該立地計画の期間において、立地に係る投下償却資産額に当該操業に伴って増加する常用雇用者の数から三を減じた数に三十万円(当該立地計画の期間終了

る地方活力
向上地域等
特定業務施
設整備計画
の認定を受
けた企業に
限る。) が本
社機能の強
化を行う事
業

備考

一・二 (略)

三 「マザー工場」とは、製品の設計、開発、試作等の機能や他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設をいう。

四・五 (略)

六 「本社機能」とは、経営の意思決定、経営資源の管理、各種の業務を統括する部門及びこれらに類するものをいう。

七 (略)

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助金	<p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げたする要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 立地計画について、令和十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めること）別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。</p>
	<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げたする要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第一号の項下欄第一号に県内障害者雇用率</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率</p>

備考

一・二 (略)

三 「マザー工場」とは、製品の設計、開発、試作等の機能を有し、かつ、他の工場への技術指導、支援等の機能を有する工場その他これに類する施設をいう。

四・五 (略)

六 (略)

別表第三（第八条関係）

補助金の名称	交付の要件	交付の対象及び額
一 成長産業立地補助金	<p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げたする要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 别表第二第一号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 立地計画について、平成三十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めること）別表第二第一号の項下欄第一号に掲げる操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、当該乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円とする。</p>
	<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げたする要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 别表第二第一号の項下欄第一号に県内障害者雇用率</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率</p>

		<p><u>を移した者は五十万円を加えた額とする。</u></p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者 三十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p>		<p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者 三十万円</p>
		<p>三 計画認定時において県内操業企業する経費に対して交換する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 計画認定の日から六年(計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p>	<p>認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交換する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たすこと。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p>	<p>認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交換する要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第一号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たすこと。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p>

		ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、 <u>令和十一年三月三十一日</u> までに条例第四条第三項の認定を受けていること。		ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、 <u>平成三十一年三月三十日</u> までに条例第四条第三項の認定を受けていること。
二 マザ一 一 工場 型拠点 立地補 助金	一	計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、 <u>令和十一年三月三十一日</u> までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めイ 別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、 <u>令和十一年三月三十一日</u> までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めイ 別表第二第二号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、 <u>平成三十一年三月三十日</u> までに条例第四条第三項の認定を受けていること。
二	二	計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日	認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日	認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日

<p>い立地企業に得た額が五億円を超あつては、五えるときは、五億円)年)以内に操業及び増加常用雇用者を開始するこ数確認時期においと。</p> <p>ハ 操業開始の日における常用雇用者について、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であ操業に伴って増加しること。</p> <p>ニ 操業開始の日から五を減じた数に次において、当該の各号に掲げる区分操業に伴ってに応じ、それぞれ当増加した常用雇用者の数が乗じて得た額(ただし五人以上であし、乗じて得た額がること。</p> <p>ホ 操業開始の日(きは、五千万円)を合から三年を経過算した額とする。</p> <p>する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>い立地企業に者数確認時期においあつては、五て、対象事業所にお年)以内に操業ける常用雇用者につを開始するこいて、知事が別に定と。</p> <p>ハ 操業開始の日合にあつては、当該において、立地額に当該操業に伴つに係る投下償て増加した常用雇用却資産額が五者数から五を減じ億円以上であた数に次の各号に掲ること。</p> <p>ニ 操業開始の日れぞれ当該各号に掲において、当該の額を乗じて得た操業に伴って額を合算した額)と増加した常用雇用者の数が五人以上であるときは、五億円とすること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、平成三十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>い立地企業に者数確認時期においあつては、五て、対象事業所にお年)以内に操業ける常用雇用者につを開始するこいて、知事が別に定と。 める要件を満たす場</p> <p>ハ 操業開始の日合にあつては、当該において、立地額に当該操業に伴つに係る投下償て増加した常用雇用却資産額が五者数から五を減じ億円以上であた数に次の各号に掲ること。</p> <p>ニ 操業開始の日れぞれ当該各号に掲において、当該の額を乗じて得た操業に伴って額を合算した額)と増加した常用雇用者の数が五人以上であるときは、五億円とすること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、平成三十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。</p>
<p>三 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とすること。</p>	<p>三 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、十五億円とすること。</p>	

	<p>イ 別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 計画認定の日から六年(計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、<u>令和十一年三月三十一日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>		<p>イ 別表第二第二号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 計画認定の日から六年(計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、<u>平成十六年三月三十日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	
三 スマート工場立地補助金	<p>一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三</p> <p>二 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三</p>	<p>認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認めること)。</p> <p>イ 別表第二第三</p>	<p>認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日(知事が特に認めること)。</p> <p>イ 別表第二第三</p>	

<p>号の項下欄第 一号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>	<p>当該認める日) から 操業開始の日までに 取得した投下償却資 産額に百分の十五を 乗じて得た額とす る。ただし、当該乗じ いて、<u>令和十一年三月三十一日</u>までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>		<p>号の項下欄第 一号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 立地計画につ いて、<u>平成三十一年三月三十日</u>までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>
<p>二 計画認定時にお いて県内操業企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第三 号の項下欄第 二号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。</p>	<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は計画認定の日 から六年（計画認定 イ 別表第二第三 号の項下欄第 二号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。</p>		<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は計画認定の日 から六年（計画認定 イ 別表第二第三 号の項下欄第 二号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。</p>
<p>ロ 計画認定の日 に認める場合は、当 から六年（計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 内に取得した投下償 却資産額（知事が特 に十を乗じて得た 額（ただし、乗じて得 た額が五億円を超 えては、五 年）以内に操業 を開始するこ と。</p>	<p>に認める場合は、当 から六年（計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 内に取得した投下償 却資産額（知事が特 に十を乗じて得た 額（ただし、乗じて得 た額が五億円を超 えては、五 年）以内に操業 を開始するこ と。</p>		<p>に認める場合は、当 から六年（計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 内に取得した投下償 却資産額（知事が特 に十を乗じて得た 額（ただし、乗じて得 た額が五億円を超 えては、五 年）以内に操業 を開始するこ と。</p>
<p>ハ 操業開始の 日において、立 地に係る投下 償却資産額が 五億円以上で あること。</p>	<p>常用雇用者につい て、知事が別に定め る要件を満たす場合 にあっては、当該操 業に伴って増加した こと。</p>		<p>合にあっては、<u>当該 日において、立 地に係る投下 償却資産額が 五億円以上で あること。</u></p>
<p>ニ 操業開始の 日において、当 該操業に伴う 常用雇用者の 数が認定時点 を下回ってい ないこと。</p>	<p>の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当 該操業に伴う該各号に掲げる額を 乗じて得た額（た だしきは、五千万円）を合 算した額とする。</p>		<p>合にあっては、<u>当該 日において、当 該操業に伴う 常用雇用者の 数が認定時点 を下回ってい ないこと。</u></p>
<p>ホ 操業開始の 日から三年を 経過する日ま</p>	<p>一 増加した常用 雇用者のうち、</p>		<p>一 増加した常用 雇用者のうち、</p>

<p>での間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、令和十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p>	<p>増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p>		<p>での間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、令和十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円</p>
<p>三 計画認定時において県内操業企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる数が二百人以上（操業開始の日から三年たしていることを経過する日までのと。）間、常用雇用者の数。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たしてから六年（計画していること。）のとき認定の日からは、三十億円とする。</p> <p>五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上で</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる数が二百人以上（操業開始の日から三年たしていることを経過する日までのと。）間、常用雇用者の数。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たしてから六年（計画していること。）のとき認定の日からは、三十億円とする。</p> <p>五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上で</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる数が二百人以上（操業開始の日から三年たしていることを経過する日までのと。）間、常用雇用者の数。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たしてから六年（計画していること。）のとき認定の日からは、三十億円とする。</p> <p>五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上で</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる数が二百人以上（操業開始の日から三年たしていることを経過する日までのと。）間、常用雇用者の数。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たしてから六年（計画していること。）のとき認定の日からは、三十億円とする。</p> <p>五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上で</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第三号の項下欄第二号に掲げる数が二百人以上（操業開始の日から三年たしていることを経過する日までのと。）間、常用雇用者の数。</p> <p>ロ 計画認定の日を引き続き満たしてから六年（計画していること。）のとき認定の日からは、三十億円とする。</p> <p>五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年）以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上で</p>

	<p>であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、<u>令和十一年三月三十一日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>		<p>であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、<u>平成三十一年三月三十日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	
四 研究開発施設等立地補助金	<p>計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第四号の項下欄第1号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 立地計画について、<u>令和十一年三月三十一日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認め る場合にあっては、当該認める日）から一号に掲げる操業開始の日までに基準を全て満たしていることの産額に百分の十を乗じて得た額とする。</p> <p>口 立地計画について、<u>令和十一年三月三十一日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第四号の項下欄第1号に掲げる基準を全て満たしていること。</p> <p>ロ 立地計画について、<u>平成三十一年三月三十日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>認定企業の立地において新規立地企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認め る場合にあっては、当該認める日）から一号に掲げる操業開始の日までに基準を全て満たしていることの産額に百分の十を乗じて得た額とする。</p> <p>口 立地計画について、<u>平成三十一年三月三十日</u>までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>
	<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第四号の項下欄第2号に掲げる基準を全て満たしていること。</p>	<p>認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交付するものとし、その額は計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に内に取得した投下償</p>	<p>二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 別表第二第四号の項下欄第2号に掲げる基準を全て満たしていること。</p>	<p>認定企業の立地において県内操業企業する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に内に取得した投下償</p>

と。	却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇用者数を開始すること。	対象事業所における常用雇用者について、立地企業に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、三千万円以上、県南部地域のうち伊勢市、志摩市、玉城町又は度会町に立地を行う場合にあっては一億円以上であること。	ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。	一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。	二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加	と。	却資産額（知事が特に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（増加常用雇用者数確認時期において、立地企業に係る投下償却資産額が二者の数に次の各号に億円以上である場合にあっては、当該各号にし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては	ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が二者の数に次の各号に億円以上である場合にあっては、当該各号にし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては	一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円
ロ 計画認定の日に認める場合は、当該認める期間において取得した投下償却資産額を含む。）に百分の十を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円）及び増加常用雇用者数を開始すること。	対象事業所における常用雇用者について、立地企業に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。	対象事業所における常用雇用者について、立地企業に係る投下償却資産額が二億円以上であること。ただし、県南部地域のうち東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町又は大紀町に立地を行う場合にあっては、五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。	二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。ただし、当該者のうち、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加	二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円					

		えた額とする。				
三	計画認定時にお いて県内操業企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第四 号の項下欄第 二号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 計画認定の日 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と。 ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が五 百億円以上で あること。 ニ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、十五億円と すること。 却資産額が千億円以 上のときは、三十億 円とする。	三 計画認定時にお いて県内操業企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第四 号の項下欄第 二号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 計画認定の日 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と。 ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が五 百億円以上で あること。 ニ 立地計画につ いて、平成三十 六年三月三十 日までに條 例第四条第三 項の認定を受け ていること。	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、十五億円と すること。 却資産額が千億円以 上のときは、三十億 円とする。	三 計画認定時にお いて新規立地企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第五 号の項下欄第 一号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに得た額 が五億円を	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日(知事が特に認め る場合にあっては、 当該認める日)から 操業開始の日までに 取得した投下償却資 産額に百分の二十を 乗じて得た額とす る。ただし、当該乗じ て得た額が五億円を
五	外資 系企業 アジア 拠点立 地補助 金	計画認定時にお いて新規立地企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第五 号の項下欄第 一号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに得た額 が五億円を	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日(知事が特に認め る場合にあっては、 当該認める日)から 操業開始の日までに 取得した投下償却資 産額に百分の二十を 乗じて得た額とす る。ただし、当該乗じ て得た額が五億円を	計画認定時にお いて新規立地企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第五 号の項下欄第 一号に掲げる 基準を全て満 たしているこ と。 ロ 立地計画につ いて、平成三十 六年三月三十 日までに得た額 が五億円を		

年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	超えるときは、五億円とする。	六年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	超えるときは、五億円とする。
二 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第二号に掲げる基準を全て満たしていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。 償却資産額（知事が認める場合は、から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。償却資産額を含む。）に内障害者雇用百分の十を乗じて得率を達成しないた額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えては、五えるときは、五億円））以内に操業及び増加常用雇用者を開始すること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。 償却資産額（知事が認める場合は、から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。償却資産額を含む。）に内障害者雇用百分の十を乗じて得率を達成しないた額（ただし、乗じて得た額が五億円を超えては、五えるときは、五億円））以内に操業及び増加常用雇用者を開始すること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。 償却資産額（知事が認める場合は、から六年（計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率二号に掲げる基準を全て満たしていること。）以内に取得した投下と。償却資産額を含む。）に内障害者雇用百分の十を乗じて得率を達成しないた額（増加常用雇用者数確認時期においては、五て、対象事業所における常用雇用者数から五を減じた数に次に該当する場合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。）に該当する場合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。
ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五億円以上であることを。	ける常用雇用者について、立地に係る投下償却資産額が五合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。	合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。	合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。
ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が五人以上であることを。	ら五を減じた数に次に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。	に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。	に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額（ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるときは、五千万円）を合算した額とする。
ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。	一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。ただ	一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。	一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。
ヘ 立地計画について、令和十一			

	<p>年三月三十一 且までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p> <p>し、当該者のう ち、新たに採用 され、県外から 県内に住所を移 した者は五十万 円を加えた額と する。</p> <p>二 増加した常用 雇用者のうち、 前号に掲げる者 以外の者 三十 万円。ただし、当 該者のうち、新 たに採用され、 県外から県内に 住所を移した者 は五十万円を加 えた額とする。</p>		<p>六年三月三十 一日までに条 例第四条第三 項の認定を受 けていること。</p> <p>二 増加した常用 雇用者のうち、 前号に掲げる者 以外の者 三十 万円</p>
三 計画認定時にお いて県内操業企業 する経費に対して交 であり、次に掲げ 付するものとし、そ る要件を全て満た の額は、十五億円と すこと。	<p>認定企業の立地に要 いて県内操業企業する経費に対して交 であり、次に掲げ付するものとし、そ る要件を全て満たの額は、十五億円と すこと。</p> <p>する。ただし、投下償 イ 別表第二第五 却資産額が千億円以 号の項下欄第 上かつ常用雇用者の 二号に掲げる 数が二百人以上（操 基準を全て満 業開始の日から三年 たしているこ を経過する日までの と。 間、常用雇用者の数 ロ 計画認定の日 を引き続き満たして から六年（計画 いること。）のとき 認定の日からは、三十億円とする。 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に あつては、五 年）以内に操業 を開始するこ と。</p> <p>ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が五 百億円以上で あること。</p> <p>ニ 操業開始の日 において、当該 操業に伴って 増加した常用</p>	三 計画認定時にお いて県内操業企業 する経費に対して交 であり、次に掲げ 付するものとし、そ る要件を全て満た の額は、十五億円と すこと。	<p>認定企業の立地に要 いて県内操業企業する経費に対して交 であり、次に掲げ付するものとし、そ る要件を全て満たの額は、十五億円と すこと。</p> <p>する。ただし、投下償 イ 別表第二第五 却資産額が千億円以 号の項下欄第 上かつ常用雇用者の 二号に掲げる 数が二百人以上（操 基準を全て満 業開始の日から三年 たしているこ を経過する日までの と。 間、常用雇用者の数 ロ 計画認定の日 を引き続き満たして から六年（計画 いること。）のとき 認定の日からは、三十億円とする。 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に あつては、五 年）以内に操業 を開始するこ と。</p> <p>ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が五 百億円以上で あること。</p> <p>ニ 操業開始の日 において、当該 操業に伴って 増加した常用</p>

		雇用者の数が百人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。		雇用者の数が百人以上であること。 ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。 ヘ 立地計画について、平成三十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	
四	次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第3号に掲げる基準を満たしていること。 ロ 本県への本店の登記又は事業所の設置の公表を行うこと。 ハ 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、一年当たりの事業所建物の家屋賃料に百分の五十を基準を満たし乗じて得た額とする。ただし、交付対象の事業所建物の家屋賃料は操業開始の翌月（操業開始の日が月の初日の場合にと。）は、当月）の初日から三年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が五百万元を超えるときは、五百万元とする。	四	次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第五号の項下欄第3号に掲げる基準を満たしていること。 ロ 本県への本店の登記又は事業所の設置の公表を行うこと。 ハ 立地計画について、平成三十一年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、一年当たりの事業所建物の家屋賃料に百分の五十を基準を満たし乗じて得た額とする。ただし、交付対象の事業所建物の家屋賃料は操業開始の翌月（操業開始の日が月の初日の場合にと。）は、当月）の初日から三年を経過する日までに支払ったものとし、また、一年当たりの交付の額が五百万元を超えるときは、五百万元とする。
六 地域 資源活 用型產 業等立 地補助 金	一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第六号の項下欄第1号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに得た額が五億円を	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めること。）は、当該認める日）から取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。	六 地域 資源活 用型產 業等立 地補助 金	一 計画認定時において新規立地企業であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第六号の項下欄第1号イに掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 立地計画について、平成三十一年三月三十日までに得た額が五億円を	認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、その額は、計画認定の日（知事が特に認めること。）は、当該認める日）から取得した投下償却資産額に百分の十五を乗じて得た額とする。

年三月三十一 且までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。	超えるときは、五億 円とする。	六年三月三十 一日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。	超えるときは、五億 円とする。
二 計画認定時にお いて県内操業企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。 イ 別表第二第六 号の項下欄第 一号口に掲げ る基準を全て 満たしている こと。 ロ 計画認定の日 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業 にあっては、五年) 内に取得した投下 却資産額(知事が特 に認める場合は、当 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 得た額が五億円を超 あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と。 ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が三 千万円以上で あること。 二 操業開始の日 において、当該 操業に伴って 増加した常用 雇用者の数が 三人以上であ ること。 ホ 操業開始の日 から三年を経 過する日まで の間、ニに掲げ る要件を引き 続き満たして いること。 ヘ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は計画認定の日 から六年(計画認定 の日から五年以内に 県内障害者雇用率 を達成しない立地企 業にあっては、五年) 内に取得した投下償 却資産額(知事が特 に認める場合は、当 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 得た額が五億円を超 あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と、対象事業所にお ける常用雇用者につ いて、知事が別に定 める要件を満たす場 合にあっては、当該 操業に伴って増加し ること。 二 操業開始の日 から三年を経 過する日まで の間、ニに掲げ る要件を引き 続き満たして いること。 ヘ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日から六年(計画認 定の日から五年以内 に県内障害者雇用率 を達成しない立地企 業にあっては、五年) 内に取得した投下 却資産額(知事が特 に認める場合は、当 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 得た額(増加常用雇 用者数確認時期にお あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と。 ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が三 千万円以上で あること。 二 操業開始の日 において、当該 操業に伴って 増加した常用 雇用者の数が 三人以上であ ること。 ホ 操業開始の日 から三年を経 過する日まで の間、ニに掲げ る要件を引き 続き満たして いること。 ヘ 立地計画につ いて、平成三十 六年三月三十	認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日から六年(計画認 定の日から五年以内 に県内障害者雇用率 を達成しない立地企 業にあっては、五年) 内に取得した投下 却資産額(知事が特 に認める場合は、当 から六年(計画 認定の日から 五年以内に県 内障害者雇用 率を達成しな い立地企業に 得た額(増加常用雇 用者数確認時期にお あっては、五 年)以内に操業 を開始するこ と。 ハ 操業開始の日 において、立地 に係る投下償 却資産額が三 千万円以上で あること。 二 操業開始の日 において、当該 操業に伴って 増加した常用 雇用者の数が 三人以上であ ること。 ホ 操業開始の日 から三年を経 過する日まで の間、ニに掲げ る要件を引き 続き満たして いること。 ヘ 立地計画につ いて、平成三十 六年三月三十

	<p>且までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p> <p>ち、新たに採用 され、県外から 県内に住所を移 した者は五十万 円を加えた額と する。</p> <p>二 増加した常用 雇用者のうち、 前号に掲げる者 以外の者 三十 万円。ただし、當 該者のうち、新 たに採用され、 県外から県内に 住所を移した者 は五十万円を加 えた額とする。</p>			<p>且までに條 例第四条第三 項の認定を受 けていること。</p> <p>二 増加した常用 雇用者のうち、 前号に掲げる者 以外の者 三十 万円</p>
	<p>三 計画認定時にお いて新規立地企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。</p> <p>イ 別表第二第六 号の項下欄第 二号イに掲げ る基準を全て 満たしている こと。</p> <p>ロ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>	<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日（知事が特に認め る場合にあっては、 当該認める日）から 二号イに掲げ る基準を全て 満たしている こと。</p> <p>ロ 立地計画につ いて、令和十一 年三月三十一 日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>		<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日（知事が特に認め る場合にあっては、 当該認める日）から 二号イに掲げ る基準を全て 満たしている こと。</p> <p>ロ 立地計画につ いて、平成三十 六年三月三十 日までに条例 第四条第三項 の認定を受け ていること。</p>
	<p>四 計画認定時にお いて県内操業企業 であり、次に掲げ る要件を全て満た すこと。</p> <p>イ 別表第二第六 号の項下欄第 二号ロに掲げ る基準を全て 満たしている こと。</p> <p>ロ 計画認定の日 から六年（計画 認定の日から 五年以内に 内に取得した投下 却資産額（知事が特 に定める場合は、 五年以内に県 資産額を含む。）に百</p>	<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は計画認定の 日から六年（計画 認定の日から 五年以内に 内に取得した投下 却資産額（知事が特 に定める場合は、 五年以内に県 資産額を含む。）に百</p>		<p>認定企業の立地に要 する経費に対して交 付するものとし、そ の額は、計画認定の 日から六年（計画 認定の日から 五年以内に 内に取得した投下 却資産額（知事が 特に定める場合は、 五年以内に県 却資産額を含む。）に</p>

	<p>内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に操業を開始するこ</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が一億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が三人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、令和一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p> <p>五 計画認定時において県内操業企業であり、次に掲げ</p>	<p>分の十五を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五億円を超えるときは、五億円)及び増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所において、対象事業所における常用雇用者に</p> <p>ける常用雇用者について、立地において、知事が別に定めた下償却資産額が一合にあっては、当該操業に伴って増加したこと。</p> <p>ら三を減じた数に次に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を乗じて得た額(ただし、乗じて得た額が五千万円を超えるとときは、五千万円)を合算した額とする。</p> <p>一 増加した常用雇用者のうち、増加常用雇用者数確認時期において、四十五歳未満である者五十万円。ただし、当該者の中、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円。ただし、当該者の中、新たに採用され、県外から県内に住所を移した者は五十万円を加えた額とする。</p> <p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、そ</p>	<p>百分の十五を乗じて得た額(増加常用雇用者数確認時期において、対象事業所において、対象事業所における常用雇用者に</p> <p>ける常用雇用者について、知事が別に定める要件を満たす場合にあっては、当該操業に伴って増加した常用雇用者数から三を減じた数に次の各号に掲げる区分に応じ、</p> <p>二 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が三人以上であるときは、五億円とする。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過する日までの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、平成六年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p> <p>二 増加した常用雇用者のうち、前号に掲げる者以外の者三十万円</p> <p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、そ</p>
--	---	--	--

	<p>る要件を全て満たすこと。 イ 別表第二第六号の項下欄第一号口又は第二号口に掲げる基準を全て満たしていること。 ロ 計画認定の日から六年(計画認定の日から五年以内に県内障害者雇用率を達成しない立地企業にあっては、五年)以内に操業を開始すること。</p> <p>ハ 操業開始の日において、立地に係る投下償却資産額が五百億円以上であること。</p> <p>ニ 操業開始の日において、当該操業に伴って増加した常用雇用者の数が百人以上であること。</p> <p>ホ 操業開始の日から三年を経過するまでの間、ニに掲げる要件を引き続き満たしていること。</p> <p>ヘ 立地計画について、令和一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。</p>	<p>の額は、十五億円とする。ただし、投下償却資産額が千億円以上かつ常用雇用者の数が二百人以上(操業開始の日から三年を経過する日までの間、常用雇用者の数を引き続き満たすこと。)</p> <p>の額は、三十億円とする。</p>
七 サー ビス産業立地	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。 一 別表第二第七</p>	<p>認定企業の立地に要する経費に対して交付するものとし、そ</p>

補助金	号の項下欄に掲げる基準を全て満たしていること。二 操業開始の日から三年を経過する日までに掲げる要件を引き続き満たしていること。 三 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	の額は、計画認定の日（知事が特に認めること。当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じてき続き満たしきれいと得た額が一億円を超えるときは、一億円とする。	補助金	号の項下欄に掲げる基準を全て満たしていること。二 操業開始の日から三年を経過する日までに掲げる要件を引き続き満たしていること。 三 サービス産業用地等に立地を行うものであること。 四 立地計画について、平成三十六年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	の額は、計画認定の日（知事が特に認めること。当該認める日）から操業開始の日までに取得した投下償却資産額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、当該乗じてき続き満たしきれいと得た額が一億円を超えるときは、一億円とする。
	八 本社機能移転促進補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一 別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 二 本県への本店の登記又は本社機能の移転の公表を行うこと。 三 移転完了の日から三年を経過する日までの間、別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	認定企業の本社機能の移転に要する経費に対する交付するも号の項下欄第一号に掲げる額を合計し基準を全て満たした額とする。ただし、たしているこ第一号に掲げる額がと。五千万円を超えると きは、第一号に掲げる額は五千万円とし、第二号及び第三号に掲げる額を合計した額が五千万円を超えるときは、第一号に掲げる額及び第三号に掲げる額は合の間、別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四 立地計画について、令和十一年三月三十一日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。	八 本社機能移転促進補助金	次に掲げる要件を全て満たすこと。 一 別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる基準を全て満たしていること。 二 本県への本店の登記又は本社機能の移転の公表を行うこと。 三 移転完了の日から三年を経過する日までの間、別表第二第八号の項下欄第一号に掲げる要件を引き続き満たしていること。 四 立地計画について、平成三十六年三月三十日までに条例第四条第三項の認定を受けていること。

ていること。	門において從事する者に限る。) 一人につき二百万円 二 地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号)第二条第一号に規定する事業税の額から、同号に規定する事業税の額に次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率を乗じて得た事業税の額を控除して得た額 イ 初年度(当該特別償却設備(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。)を事業の用に供した日の属する年又は事業年度		けていること。	門において從事する者に限る。) 一人につき二百万円 二 地域再生法第十七条の二第一項の規定により、同項第二号に掲げる事業に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業について、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成二十七年総務省令第七十三号)第二条第一号に規定する事業税の額から、同号に規定する事業税の額に次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率を乗じて得た事業税の額を控除して得た額 イ 初年度(当該特別償却設備(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第二条第一号に規定する特別償却設備をいう。)を事業の用に供した日の属する年又は事業年度
--------	--	--	---------	--

		<p>の所得に対 する事業税 に係る年度 をいう。以 下この号に おいて同 じ。) 三重 県県税条例 (昭和二十 五年三重県 条例第三十 七号。以下 この項にお いて「県税 条例」とい う。) 第四十 三条又は第 四十八条の 四に規定す る税率に二 分の一を乗 じて得た率</p> <p>ロ 第二年度 (初年度の 翌年度をい う。以下こ の号におい て同じ。) 県税条例第 四十三条又 は第四十八 条の四に規 定する税率 に四分の三 を乗じて得 た率</p> <p>ハ 第三年度 (第二年度 の翌年度を いう。) 県 税条例第四 十三条又は 第四十八条 の四に規定 する税率に 八分の七を 乗じて得た 率</p> <p>三 地域再生法第 十七条の二第</p>		<p>の所得に対 する事業税 に係る年度 をいう。以 下この号に おいて同 じ。) 三重 県県税条例 (昭和二十 五年三重県 条例第三十 七号。以下 この項にお いて「県税 条例」とい う。) 第四十 三条又は第 四十八条の 四に規定す る税率に二 分の一を乗 じて得た率</p> <p>ロ 第二年度 (初年度の 翌年度をい う。以下こ の号におい て同じ。) 県税条例第 四十三条又 は第四十八 条の四に規 定する税率 に四分の三 を乗じて得 た率</p> <p>ハ 第三年度 (第二年度 の翌年度を いう。) 県 税条例第四 十三条又は 第四十八条 の四に規定 する税率に 八分の七を 乗じて得た 率</p> <p>三 地域再生法第 十七条の二第</p>
--	--	---	--	---

		一項の規定に より、同項第二 号に掲げる事 業に係る地方 活力向上地域 等特定業務施 設整備計画の 認定を受けた 企業について、 地域再生法第 十七条の六の 地方公共団体 等を定める省 令第二条第二 号に規定する 不動産取得税 の額		一項の規定に より、同項第二 号に掲げる事 業に係る地方 活力向上地域 等特定業務施 設整備計画の 認定を受けた 企業について、 地域再生法第 十七条の六の 地方公共団体 等を定める省 令第二条第二 号に規定する 不動産取得税 の額	
備考	一～四 (略)				

第1号様式を次のように改め。①

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

立地計画認定申請書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第4条第1項の規定により、立地計画について認定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

担当者連絡先	氏名	
	所属名	
	電話／電子メール	

(規格A4版)

別紙

立 地 計 画

(氏名又は名称)

1 企業の概要

(1) 企業の名称等

氏名又は名称		代表者名	
住所又は所在地		設立年月日	年月日
資本金	円	外資比率	%
従業員数	人		

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (ア) 法人にあっては、その定款及び登記事項証明書
- (イ) 県を当事者又は立会人とする立地に関する協定書等の写し
- (ウ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料
- (エ) 外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要

名 称	所 在 地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目等
		年 月		
		年 月		
		年 月		
計		—		—

注 マザーワークの立地を行おうとする者にあっては、支援及び指導を行う工場についても記載してください。

(3) 過去3年間の収支状況

(単位 百万円)

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上 げ				
当 期 利 益				

注 過去3年間の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

(単位 千円)

法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	不 動 产 取 得 税	合 計

注 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事 業 所 の 名 称	
業 種	
事 業 内 容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注

1 「事業内容」の欄については、製造業及び地域資源を活用した企業の立地を行おうとする者にあっては立地計画終了時点における生産品目の数量及び生産額の見込み、マザーワークの立地を行おうとする者にあっては支援及び指導を行う他工場について、スマート工場の立地を行おうとする者にあっては情報の分析又は活用方法及び生産性向上等の見込みについて、研究開発施設の立地を行おうとする者にあっては研究開発の内容の詳細を記載してください。また、本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転する本社機能の詳細について記載してください。

2 「立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境」の欄については、サービス産業の立地を行おうとする者にあっては本県経済に与える効果についての詳細を記載してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所 在 地	
事 業 所 用 地 の 面 積	
法令による土地利用の規制の状況	

(2) 立地の時期

区 分	実施時期			
	建 設 工 事	着 工	年 月 日	竣工 工
賃 貸 借 契 約	契約の締結			
機 械 設 備 等	設 置			
操 業 開 始	年 月 日	移 転 完 了		年 月 日

注 「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。

4 立地に係る用地及び建物の取得等に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所 在 地	面 積	契約年月日	所有権移転等登記年月日	備 考
	m ²	年 月 日	年 月 日	
	m ²	年 月 日	年 月 日	
計	m ²	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申請年月日	申請先	許可その他処分の年月日	許可その他処分の見込み
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

(3) 建物等の面積

(単位 m²)

区 分	事 業 所 全 体		備 考
	建 築 面 積	延 床 面 積	
建物及び附属設備			
そ の 他			
合 計			

注 建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5 立地に伴う設備投資及び雇用に関する事項

(1) マイレージ適用以外

(ア) 投資計画

(単位 千円)

区 分	計 画					備 考
	操業時まで (. ~ .)	操業後 1 年 (. ~ .)	操業後 2 年 (. ~ .)	操業後 3 年 (. ~ .)	合 計	
用 地						
建物及び附属設備						
機 械 設 備 等						
家 賃						
そ の 他						
合 計						
補助金交付申請予定	補助金の種類					
	交付申請予定額					

注

- 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 本社機能の移転を行おうとする者は、移転完了時まで及び移転完了後 3 年までの計画を記載してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区 分	計 画				
	認定申請時 (.)	操 業 開 始 時 (移 転 完 了 時) (.)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 1 年 (.)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 2 年 (.)	操 業 開 始 後 (移 転 完 了 後) 3 年 (.)
事 業 従 事 者	()	()	()	()	()
常 用 雇 用 者	()	()	()	()	()
そ の 他 の 事 業 従 事 者					

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載してください。
- 本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。また、()内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。

(2) マイレージ適用

(ア) 投資計画

(単位 千円)

区分	計 画						合 計
	認定後 1年 (・)	認定後 2年 (・)	認定後 3年 (・)	認定後 4年 (・)	認定後 5年 (・)	認定後 6年 (・)	
用 地							
建物及び附属設備							
機 械 設 備 等							
そ の 他							
合 計							

注 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区分	計 画						
	認定 申請時 (・)	認定後 1年 (・)	認定後 2年 (・)	認定後 3年 (・)	認定後 4年 (・)	認定後 5年 (・)	認定後 6年 (・)
事 業 従 事 者							
常用雇用者	()	()	()	()	()	()	()
45歳未満の者		【】	【】	【】	【】	【】	【】
45歳以上の者		【】	【】	【】	【】	【】	【】
その他の事業従事者							

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。
- ()内に本社機能部門で勤務する人数について記載してください。
- 【】内に新たに採用され、県外から県内に住所を移した者の人数について記載してください。
なお、企業内での転勤を含みません。

(ウ) 補助金の交付申請予定

補助金の種類	
--------	--

項目	計画値①	補助率②	計 (①×②)
投資額	千円	%	千円
事業従事者増加数	うち 45 歳未満 人	500 千円	千円
	うち 45 歳以上 人	300 千円	千円
	うち県外からの採用者 人	500 千円	千円
交付申請予定額			千円

注 「事業従事者増加数」の欄については、成長産業立地補助金、マザー工場型拠点立地補助金及び外資系企業アジア拠点立地補助金の場合は5人を、地域資源活用型産業等立地補助金の場合は3人を除いた人数を記載してください。

(エ) 勤務条件等に関する項目

項目	認定申請時点
平均総実労働時間	
平均所定外労働時間	
平均現金給与総額	
離職率	

注

- 1 認定申請時を終期とした1年間を対象として算出し、その数値の算出方法がわかる資料を添付してください。
- 2 平均総実労働時間とは、従業員一人当たりの所定内労働時間と所定外労働時間を合計したものをいいます。
- 3 平均所定外労働時間とは、従業員一人当たりの早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数を合計したものをいいます。
- 4 平均現金給与総額とは、きまって支給する給与と特別に支払われた給与との合計額であり、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額をいいます。
- 5 離職率とは、一定の期間における始期の従業員数のうち、離職した従業員数の割合をいいます。ただし、離職した従業員数には定年による退職者は含みません。

(オ) 県内障害者雇用率

(単位 %)

区 分	計 画					
	認定申請時 (.)	認定後1年 (.)	認定後2年 (.)	認定後3年 (.)	認定後4年 (.)	認定後5年 (.)
県内障害者雇用率						

6 立地に必要な資金の額及び調達方法

(単位 千円)

区分	投資額	調 達 方 法				備考	
		自己資金	補助金、奨励金等	借入金			
				銀行	その他		
用 地							
建物及び附属設備							
機械設備等							
家 賃							
そ の 他							
計							

注 資金調達の方法が借入金による場合であって、担保権を設定するときは、備考欄にその担保権の種類を記載してください。

7 立地に係る環境の保全に関する事項

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係 (粉塵及び悪臭関係)	
水質関係 (土壤汚染関係を含む。)	
騒 音 振 動 関 係	
廃 牆 物 関 係	
そ の 他 の 取 組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

第四号様式を次のとおり改める。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

事業実施状況報告書

三重県知事 宛て

住所又は所在地
氏名又は名称及び
法人にあってはその代表者の氏名

三重県企業立地促進条例第9条の規定により、 年 月 日付け 第 号で認定通知のあった認定計画の実施状況（ 年 月 日から 年 月 日まで）について、次のとおり報告します。

1 企業の概要（ 年 月 日現在）

(1) 企業の名称等

住所又は所在地			
氏名又は名称		代表者名	
資本金	円	外資比率	%
従業員数	人		

注 1 法人にあっては、その登記事項証明書を添付してください。

2 次に掲げる書類について、提出済みの内容から変更のあった年度においては、最新のものを添付してください。

- (ア) 定款及び役員一覧表
- (イ) 企業の概要を説明するパンフレットその他参考資料
- (ウ) 外資系企業にあっては、外国資本の比率を証明する書類

(2) 主要な事業所の概要（ 年 月 日現在）

名 称	所 在 地	操業開始年月	事業従事者数	主要な事業内容及び生産品目
		年 月	人	
		年 月	人	
		年 月	人	
計	—	—	人	—

(3) 収支状況（直近の決算状況）

(単位 百万円)

区 分	額 及 び 率	備 考
売 上 げ		
当 期 利 益		

注 当該年度の決算書（附属明細書を含む。）を添付してください。

(4) 直近の年度における三重県への納税額

(単位 千円)

法 人 事 業 税	法 人 県 民 税	不 動 产 取 得 税	合 计

注 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がないこと。）を添付してください。

2 立地に係る事業の概要

事 業 所 の 名 称	
業 種	
事 業 内 容	
立地計画に係る事業見通し及び当該事業を取り巻く環境	

注 事業内容等を証明する資料を添付してください。

3 立地の場所等及び時期

(1) 立地の場所等

所 在 地	
事 業 所 用 地 の 面 積	m^2
法令による土地利用の規制の状況	

(2) 立地の時期

区 分	実 施 時 期				
	建 設 工 事	着 工	年 月 日	竣 工	年 月 日
賃貸借契約の締結	年 月 日		機械設備等設置	年 月 日	
移 転 完 了	年 月 日				
操 業 開 始	1回目	年 月 日		2回目	年 月 日

注

1 「移転完了」の欄については、本社機能の移転を行おうとする者のみ記載してください。

2 「操業開始」の欄については、3回目以降が発生する場合は欄を追加して記載してください。

4 立地に係る用地及び建物に関する事項

(1) 用地取得又は賃借

所 在 地	面 積	契約年月日	所有権移転等登記年月日	備 考
	m^2	年 月 日	年 月 日	
	m^2	年 月 日	年 月 日	
計	m^2	—	—	

(2) 土地利用に関する法令の規定による許可その他処分の状況又は見込み

許可その他処分の内容	申 請 年 月 日	申請先	許可その他処分の年月日	許可その他処分の見込み
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

(3) 建物等の面積

区 分	事 業 所 全 体		備 考
	建 築 面 積	延 床 面 積	
建物及び附属設備	m^2	m^2	
そ の 他	m^2	m^2	
合 計	m^2	m^2	

注 建物等の配置計画図及び面積が確認できる資料を添付してください。

5 立地に伴う設備投資及び雇用に関する項目

(1) マイレージ適用以外

(ア) 投資計画及び実績

(単位 千円)

区分	計画及び実績					備考
	操業開始時 まで (～) (実績)	操業後1年度 (～) (計画・実績)	操業後2年度 (～) (計画・実績)	操業後3年度 (～) (計画・実績)	合計	
用 地						
建物及び附属設備						
機 械 設 備 等						
家 賃						
そ の 他						
合 計						
※補助対象経費						

注

- 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の欄については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。
- 補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区分	計画及び実績					備考
	認定申請時 () (実績)	操業開始時 (移転完了時) () (実績)	操業開始後 (移転完了後)1年 () (計画・実績)	操業開始後 (移転完了後)2年 () (計画・実績)	操業開始後 (移転完了後)3年 () (計画・実績)	
事業従事者	()	()	()	()	()	
常用雇用者	()	()	()	()	()	
その他の事業従事者						

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等の人数を記載してください。
- 本社機能の移転を行おうとする者にあっては、移転完了時まで及び移転完了後3年までの計画を記載してください。また、()内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。

(2) マイレージ適用

(ア) 投資計画及び実績

(単位 千円)

区分	計 画							合 計
	操業開始時まで (認定後年月) (・) (実績)	操業開始後1年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後2年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後3年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後4年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後5年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後6年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	
用 地								
建物及び附属設備								
機械設備等								
そ の 他								
合 計								
※補助対象経費								

注

- 「建物及び附属設備」、「機械設備等」及び「その他」の項については、投下償却資産額（消費税及び地方消費税除く。）の合計額を記載してください。
- 「実績」の項に係る固定資産の明細書を添付してください。
- 補助対象となる投下償却資産に担保権を設定する場合は、備考欄にその担保権の種類を記載するとともに、それを証する書類を添付してください。

(イ) 事業従事者等の数

(単位 人)

区分	計 画							
	認定申請時 (・) (実績)	操業開始時 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後1年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後2年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後3年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後4年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後5年 (認定後年月) (・) (計画・実績)	操業開始後6年 (認定後年月) (・) (計画・実績)
事 業 従 事 者								
常用雇用者	()	()	()	()	()	()	()	()
45歳未満の者		【】	【】	【】	【】	【】	【】	【】
45歳以上の者		【】	【】	【】	【】	【】	【】	【】
その他の事業従事者								

注

- 「その他の事業従事者」の欄については、役員、契約社員、パート、アルバイト等を記載してください。
- () 内に本社機能部門で勤務する人員数について記載してください。

3 【 】内に新たに採用され、県外から県内に住所を移した者の人数について記載してください。
なお、企業内での転勤を含みません。

(ウ) 勤務条件等の改善に関する項目

項 目	認定申請時 (・)	操業開始後 1 年 (認定後 年 月) (・)(実績)	操業開始後 2 年 (認定後 年 月) (・)(計画・実績)	操業開始後 3 年 (認定後 年 月) (・)(計画・実績)
平均総実労働時間				
平均所定外労働時間				
平均現金給与総額				
離職率				

注)

- 各時点を終期とした1年間を対象として算出し、その数値の算出方法がわかる資料を添付してください。
- 平均総実労働時間とは、従業員一人当たりの所定内労働時間と所定外労働時間を合計したものをいいます。
- 平均所定外労働時間とは、従業員一人当たりの早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数を合計したものをいいます。
- 平均現金給与総額とは、きまって支給する給与と特別に支払われた給与との合計額であり、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額をいいます。
- 離職率とは、一定の期間における始期の従業員数のうち、離職した従業員数の割合をいいます。ただし、離職した従業員数には定年による退職者は含みません。

(エ) 県内障害者雇用率

(単位 %)

区 分	計画及び実績					
	認定申請時 (・)	認定後 1 年 (・) (計画・実績)	認定後 2 年 (・) (計画・実績)	認定後 3 年 (・) (計画・実績)	認定後 4 年 (・) (計画・実績)	認定後 5 年 (・) (計画・実績)
県内障害者雇用率						

6 立地に係る環境の保全に関する取組

(1) 環境保全に対する当該事業所の取組

大気関係 (じん 粉塵及び悪臭関係)	
水質関係 (土壤汚染関係を含む。)	
騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他の取組	

(2) 環境の保全に関する国、県、市町等の施策への協力

附 則

- 1 リの規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 リの規則による改正後の三重県企業立地促進条例施行規則の規定は、リの規則の施行の日以後に認定を受けた三重県企業立地促進条例（平成十五年三重県条例第一号）第四条第一項の規定による立地計画について適用し、同日論に認定を受けた立地計画については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第163号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年3月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表第4号の項を次のように改める。

4	医療保険制度推進交付金	医療保険制度の円滑な実施を図るとともに、福祉医療費助成制度対象者の健康の保持・増進に資する。	医療保険制度の円滑な実施及び福祉医療費助成制度対象者の健康の保持・増進に要する経費	別に定める。	公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会及び一般社団法人三重県薬剤師会
---	-------------	--	---	--------	--

別表1(3)の表中第21号の項を削り、第22号の項を第21号の項とし、第23号の項から第41号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表1(3)の表に次のように加える。

41	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	内視鏡手術訓練設備を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、無影燈、スコープ、光源装置等の購入費	別に定める。	別に定める。
----	------------------	---	--	--------	--------

別表1(4)の表第21号の項を削り、同表に次のように加える。

21	介護職員処遇改善支援補助金	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助する。	令和4年2月から9月までの間、介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用	別に定める。	介護サービス事業所・介護保険施設
----	---------------	--	---	--------	------------------

別表1(5)の表中第2号の項を削り、第3号の項を第2号の項とし、第4号の項から第15号の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表1(7)の表第1号の項（A）の欄を次のように改める。

三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金

別表1(7)の表第17号の項（B）の欄を次のように改める。

感染拡大傾向時に感染不安を抱える者がPCR等検査を無料で受けられる環境の整備を図る。

別表1(9)の表中第27号の項を削り、第28号の項を第27号の項とし、第29号の項から第34号の項までを1項ずつ繰り上げ、第33号の項の次に次のように加える。

34	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業補助金	人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が行う介護人材確保に向けた取組を支援する。	離島・中山間地域等への地域外からの就職促進に要する経費	別に定める。	離島・中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等
----	----------------------------	--	-----------------------------	--------	-----------------------------

別表1(9)の表に次のように加える。

40	看護職員等待遇改善事業補助金	一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の待遇改善を図る。	一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を引き上げるための措置実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	----------------	--------------------------------	---	--------	--------

別表2の表中第19号の項を削り、第54号の項を第55号の項とし、第34号の項から第53号の項までを1項ずつ繰り上げ、第33号の項(A)の欄を次のように改め、同項を第34号の項とする。

三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金

別表2の表中第32号の項を第33号の項とし、第20号の項から第31号の項までを1項ずつ繰り上げ、第18号の項の次に次のように加える。

19	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
20	老人保健福祉施設整備費補助金		大蔵省令に定められている機械及び器具

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第164号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年3月31日

三重県知事 一見勝之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第249号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)の表を次のように改める。

1	農山漁村発イノベーション推進支援事業費補助金	農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援する。	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費 1 農山漁村発イノベーションサポート事業 2 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (1) 多様な地域資源を新分野で活用する取組 (2) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 (3) 新商品開発・販路開拓の実施 (4) 直売所の売上向上に向けた多様な取組 (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	別に定める。	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領に定める事業実施主体
---	------------------------	--	--	--------	---

2	消費・安全対策推進事業費補助金	地域での食育の推進を支援する。	消費・安全対策交付金交付要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 地域での食育の推進事業	別に定める。	消費・安全対策交付金交付要綱に定める事業実施主体
3	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金	エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めため、液肥散布車の導入やメタン発酵後の副産物であるバイオ液肥等の散布実証のための取組を支援する。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 バイオマス地産地消の推進 (1) 事業化の推進 (2) 効果促進対策 (3) バイオ液肥散布車の導入 (4) メタン発酵バイオ液肥等の利用促進	別に定める。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に定める事業実施主体
4	農山漁村発イノベーション等整備事業費補助金	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援する。	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費 1 農山漁村発イノベーション等整備事業(産業支援型)	別に定める。	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領に定める事業実施主体
5	みどりの食料システム戦略整備事業費補助金	エネルギーの調達における環境負荷軽減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物等の地域資源を活用し、売電や熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に対して支援する。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 バイオマス地産地消施設整備	別に定める。	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に定める事業主体
6	地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金	地域の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネス創出を支援する。	地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1 新商品等の開発に係る経費 2 販路開拓の実施に係る経費	事業費の 10／10以内	地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱に定める事業実施主体

別表1(2)の表中第6号の項から第10号の項までを削り、第11号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を同表第6号の項とする。

農業経営体の法人化を促進する。	要件を満たして農業経営を法人化する取組に対し補助するための要する経費	定額	農業者
-----------------	------------------------------------	----	-----

別表1(2)の表中第12号の項を第7号の項とし、第13号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を同表第8号の項とする。

次世代を担う農業者となることを志向する就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対して資金を交付するとともに、経営発展のための機械・施設等の導入を支援し、青年層の新規就農者の確保及び育成を図る。	1 県が認めた研修機関で研修を受ける就農希望者の研修期間中における生活費の確保に要する経費	事業費の10／10以内	就農希望者
	2 市町が就農5年目までの新規就農者に対して行う資金の交付に要する経費	定額	市町
	3 市町が就農5年目までの新規就農者に対して行う、経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援に要する経費	事業費の3／4以内	市町

別表1(2)の表中第14号の項を第9号の項とし、第15号の項から第18号の項までを5項ずつ繰り上げ、第19号の項(B)の欄から(E)の欄までを次のように改め、同項を同表第14号の項とする。

産地の課題解決のため、スマート農業技術を組み入れた新たな営農技術体系の構築と現場への実装を図る。	1 スマート農業技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農体系であって産地に適したもの構築に向けた検討会の開催、革新計画の策定及び新たな営農技術体系の検証に要する経費	定額	地域協議会
	2 農業の生産性向上に向け、スマート農業機械等の共同購入・共同利用の取組等に要する経費	事業費の1/2以内	地域協議会、農業者等

別表1(2)の表中第20号の項を第15号の項とする。

別表1(3)の表に次のように加える。

4	国際水準GAP普及推進交付金	農業生産における環境負荷低減の取組及び国際水準GAPを実施する産地の拡大に向け、環境負荷低減に取り組む団体を対象に、GAPの団体認証の取得等の支援を行う。	GAPの団体認証を取得するにあたって必要な、認証審査に要する費用	定額	農業者
5	総合的病害虫管理普及推進事業交付金	薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十分な効果が得られない病害虫・雑草等による被害を軽減するため、総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の活用により、地域の実情に応じた防除技術体系の確立に要する経費	事業費の1/2以内	市町、農業協同組合、特認団体	
6	病害虫まん延防止事業交付金	病害虫による被害の軽減及び周辺地域へのまん延を防止するため、徹底した防除等を行うための取り組みを支援する。	次に掲げる経費 1 ミバエ類等の重要病害虫の侵入警戒調査等の実施に係る経費 2 植物防疫法に基づく移動規制等に係る重要病害虫の特別防除等に係る経費 3 我が国で、発生が限定されている重要病害虫、クビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類及びモモせん孔細菌病に対し行う防除等に係る経費 4 特殊病害虫緊急防除に係る経費 (1) 重要病害虫のうち植物防疫法に基づく防除等の国内植物検疫の対象になり得るものについて、発生範囲を特定するための調査及び初動防除に係る経費 (2) 重要病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの撲滅あるいはまん延防止を図るために緊急に防除を行うための経費	定額 事業費の1/2以内 事業費の1/2以内 事業費の1/2以内 定額又は事業費の1/2以内	市町 市町 市町、農業協同組合、生産者の組織する団体等 市町
7	環境保全型農業直接支援対策交付金	地球温暖化防止、生物多様性保全等環境保全に貢献する営農活動を進める。	次に掲げる経費 1 交付金 市町が環境保全に貢献する営農活動を行う生産者を支援するために要する経費 2 推進交付金 市町が生産者の営農活動確認事務等に要する経費	事業費の3/4以内 定額	市町
8	中山間地域活性化資金利子補給補助金	中山間地域における農林畜水産物の加工流通の増進、農地等農林漁業資源の総合的な利用及び担い手の生活環境の整備を促進することにより地域の農林漁業の振興を図る。	別に定める融資機関が、中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造、加工若しくは販売の事業を営む者、中山間地域農林漁業資源を公衆の保健の用に供するため施設を設置する者又は農林漁業者若しくはその組織する団体に対し、施設整備のための資金を融通し、利息を減免した場合、その減免に要した経費	別に定める。	別に定める融資機関
9	農家負担軽減支援特別資金利子補給補助金	農業者の既往債務の負担軽減を図り、農業経営の改善を促進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。	別に定める融資機関が、農業経営改善推進計画に沿って経営改善を図る農業者に対し、営農負債の借換えのための資金を融通し、利息を減免した場合、その減免に要した経費	別に定める。	別に定める融資機関

10	農業経営改善促進資金 金融通事業費補助金	認定農業者に対し農業経営改善計画に沿った経営改善を図るための運転資金を融通し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。	三重県信用農業協同組合連合会が、三重県農業信用基金協会に対し、三重県農業信用基金協会に造成する農協等融資機関の貸付目標額の6分の1に相当する額(県低利預託基金)を融通した場合、その利息相当額の経費	別に定める。	三重県信用農業協同組合連合会
11	農業経営基盤強化資金 利子補給補助金	認定農業者が、農業経営改善計画に沿った経営改善を図るために借り入れた農業経営基盤強化資金に対し、利子負担を軽減し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。	農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者の利子負担の軽減を図るために定める利子補給を行う事業に対し、市町が補給するのに要した経費	別に定める。	市町
12	農林漁業セーフティネット資金利子助成補助金	県内農業者の経営維持及び安定を図る。	日本政策金融公庫から借り入れた農林漁業セーフティネット資金に係る利子助成に必要な経費	別に定める。	別に定める県内農業者

別表1(4)の表中第10号の項から第12号の項までを削り、第13号の項を第10号の項とし、第14号の項から第16号の項までを3項ずつ繰り上げ、第17号の項を削り、同表に次のように加える。

14	みどりの食料システム戦略推進交付金	資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出を支援する。	1 地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画の策定並びにその実現に向けた取組に係る経費 (有機農業产地づくり推進) 2 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた検証、マニュアル作成、戦略策定、情報発信等に係る経費 (グリーンな栽培体系への転換サポート) 3 SDGsの実現に向け抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立した施設園芸モデル産地の育成に向けた実証、省エネ機器設備・資材の導入、マニュアル作成、情報発信等に係る経費 (SDGs対応型施設園芸確立)	定額、1/2以内 (機械リースについては1/2以内)	市町村又は市町村が参画する協議会
15	伊勢茶を愛する県民運動展開事業	民間事業者の自由な発想を生かし、マイボトルの活用促進につながる伊勢茶商品や、伊勢茶を活用した体験等の開発を促し、伊勢茶に対する新たな需要を創出することで、県内を中心消費の拡大を図る。	1 伊勢茶の消費拡大を図るための新たな商品の開発や、外食や観光など多様なシーンでの伊勢茶活用を促進する取組、県内外において伊勢茶への愛着を高めるための情報発信に係る経費	事業費の2/3以内	農業者、生産者団体等

別表1(5)の表中第3号の項を削り、第4号の項を第3号の項とし、第5号の項(D)の欄及び(E)の欄を次のように改め、同項を同表第4号の項とする。

事業費の1/2以内、2/3以内又は10/10	市町、畜産クラスター協議会又は農業者の組織する団体
------------------------	---------------------------

別表1(5)の表中第6号の項を第5号の項とし、第7号の項を削り、同表に次のように加える。

6	みえの畜産物GFPグローバル産地づくり推進事業費補助金	海外市場の需要に対応した生産・加工体制を構築するためのGFPグローバル産地計画の策定、計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組について支援する。	グローバル産地計画の策定、生産・加工等の体制構築、グローバル産地計画の事業効果の検証・改善等に係る経費	定額	市町、畜産関連事業者の組織する団体等
---	-----------------------------	---	---	----	--------------------

別表1(7)の表中第23号の項を削り、第22号の項(D)の欄中「定額」を「事業費の76/100以内」に改め、同項を同表第23号の項とし、同表第21号の項(E)の欄中「及び」を「又は」に改め、同項を同表第22号の項とし、同表第20号の項を同表第21号の項とし、同表中第13号の項から第19号の項までを1項ずつ繰り下げ、

第12号の項（E）の欄中「、土地改良区」を「又は土地改良区」に改め、同項を同表第13号の項とし、同表第6号の項から第11号の項までを1項ずつ繰り下げる、同表第5号の項の次に次のように加える。

6	団体営ため池等整備事業費補助金（県単防災重点農業用ため池緊急調査・補修事業）	県内の防災重点農業用ため池の突發的な損傷等に対し、応急的な調査や補修を実施することにより、周辺地域の安全確保を図る。	防災重点農業用ため池において緊急的に対応する補修及びそのための調査に要する経費	事業費の40／100以内。ただし、中山間地域又は、浸水想定区域内に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの若しくは周辺地域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるものにあっては、事業費の50／100以内	市町、土地改良区又は知事が適当と認めた団体
---	--	--	---	--	-----------------------

別表1(7)の表に次のように加える。

25	命と暮らしを守る農道保全対策事業費補助金（調査計画策定）	農道整備の調査計画策定を行い、施設整備を図る。	農道整備の調査計画策定に要する経費	事業費の50／100以内	市町
26	命と暮らしを守る農道保全対策事業費補助金（計画策定等事業）	農道施設の点検を行い、機能保全計画等を策定し、施設の長寿命化を図る。	機能保全計画策定事業施設の点検、機能診断、老朽化対策、災害対策等の検討に要する経費	定額	市町

別表1(8)の表第7号の項（E）の欄を次のように改める。

市町、地域協議会、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会等

別表1(8)の表第8号の項（C）の欄から（E）の欄までを次のように改める。

1 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築に要する経費	事業費の1／2以内	市町
2 農業集落排水施設等の劣化状況等の機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定に要する経費	定額	市町

別表1(10)の表第1号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領等に基づいて行う次の事業に要する経費	
1 推進事業	事業費の1／2以内。ただし、鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組等については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める範囲内で定額
2 整備事業（ハード整備）	事業費の1／2以内。ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領で定める地域にあっては、事業費の55／100以内（侵入防止柵の自力施工を行う場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める範囲内で定額）
3 緊急捕獲活動支援事業	定額（ただし、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める上限単価以内とする。）

別表1(11)の表第2号の項（E）の欄を次のように改める。

公益社団法人みえ林業総合支援機構

別表1(11)の表中第6号の項を削り、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項から第12号の項までを1項ずつ繰り上げ、第13号の項（B）の欄から（E）の欄までを次のように改め、同項を同表第12号の項とする。

現地調査等により林地台帳の情報の精度を向上させる取組に対し、支援を行う。	所有者情報等の精度向上	1/2以内	市町
--------------------------------------	-------------	-------	----

別表1(11)の表第14号の項を同表第13号の項とし、同表に次のように加える。

14	林福連携におけるコーディネート人材の育成・活動支援事業費補助金	林業・木材関係事業者等が障がい者の雇用等に必要な施設等の改修を支援することで、障がい者の雇用の促進を図る。	林業・木材関係事業者等が障がい者の雇用等のため、障がい者の受け入れに係る以下の項目に要する経費 1 施設の整備・改修 2 作業に使用する機材の設置・改修 3 その他、障がい者が林業・木材関係事業者等の施設内で作業するに当たり必要と認められる上記1及び2に準じるもの	定額（上限1式18万円）	福祉事業者とのマッチングを図ろうとしている林業・木材関係事業者等
----	---------------------------------	---	---	--------------	----------------------------------

別表1(14)の表第9号の項を次のように改める。

9	伊勢湾漁業の経営安定に向けた調査事業費補助金	伊勢湾における漁協や漁業者の経営状況及び経営安定に向けた課題に関する調査を支援することで、伊勢湾漁業振興における経営安定対策の実施につなげる。	伊勢湾における漁協や漁業者の経営状況、複合的漁業経営の導入、多獲性魚類の付加価値向上に向けた高鮮度化、黒ノリ養殖の商業化及び共同加工施設の導入等の経営安定化に向けた課題に関する調査に要する経費	事業費の1／2以内	三重水産協議会
---	------------------------	---	--	-----------	---------

別表1(15)の表に次のように加える。

3	二枚貝等資源増加活動支援補助金	二枚貝等の資源増加を目的とした漁業者自らが実施する活動を支援することで、資源の増加を促進する。	資源の増加を目的とした活動に要する経費	別に定める。	漁業協同組合、漁業協同組合連合会
---	-----------------	---	---------------------	--------	------------------

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

三重県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年3月31日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 伊勢若松停車場神戸地子線
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市柳町字森474番2地先から 鈴鹿市神戸三丁目145番4地先まで	新	4.2～39.5	2077.9

第2

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 伊勢若松停車場神戸地子線
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市柳町字森474番1地先から 鈴鹿市矢橋一丁目146番1地先まで	旧	3.5～17.5	1760.9

第3

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 一志美杉線
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字井ノ口5770番1地先から 津市一志町波瀬字小路垣内6467番1地先まで	旧	5.0～22.7	129.5
	新	8.6～20.5	148.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 八知下多気一志線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町波瀬字小路垣内 6464 番地先から	旧	5.0~22.7	129.5
津市一志町波瀬字桶屋敷 6463 番 1 地先まで	旧新	8.6~20.5	148.5

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
